

奈良県告示第九十号

大和都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路三・三・五三号 橿原高取線	高市郡高取町大字寺崎、大字車木、大字 与楽、大字兵庫及び大字越智

二 都市計画の案の縦覧場所

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び高

取町事業課

三 縦覧期間

令和元年五月十日から同月二十四日まで

四 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の
要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事宛てと
し、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室に令
和元年五月二十四日までに必着するよう提出すること。